

報 道 資 料

平成 28 年 9 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 188 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第 219 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 9 月 26 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通部交通指導課）
- ◎ 対象行政文書：交通（反則）切符返納書（平成 24 年から平成 25 年までの間に作成されたもの。）対象所属：交通指導課、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、奈良警察署、高田警察署、香芝警察署
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 決裁枠の印影の一部
イ 交通反則切符番号欄の一部及び被疑者氏名欄の一部
ウ 返納理由欄の一部
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア
条例第 7 条第 2 号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
 - イ 上記不開示部分のイ
条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分のウ
条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
 - 条例第 7 条第 4 号に該当
道路交通法違反取締りに関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - 条例第 7 条第 6 号に該当
道路交通法違反取締りに関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、次に掲げる部分を除き開示すべきである。
 - 1 誤記等により改めて切符を作成し違反者に交付された場合における当該切符の切符番号（以下「交付された切符番号」という。）
 - 2 個人の年齢、身体的状況等に係る記述
 - 3 違反を告知するに至らなかった理由に係る記述
- ◎ 判断理由：
 - 1 本件行政文書について
本件行政文書は、警察官が、交通取締りを行う際に交通切符等について、誤記、汚損等の理由により所属長に返納したものを、当該所属長が、1 か月分を取りまとめ、奈良県警察本部長（交通部交通指導課）に返納する際に作成する行政文書で、返納元の所属長名、返納された交通切符等に係る切符番号、被疑者氏名及び返納理由等が記載されている。
 - 2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号、第4号又は第6号に該当すると主張しているもので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

諮問実施機関は、本件不開示情報については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

不開示とされた返納理由欄には、交通切符等の返納理由が記載されており、また、誤記等により改めて切符を作成し違反者に交付された場合は、交付された切符番号が併せて記載されている。

返納理由については、誤記、汚損その他の返納に至った理由が記載されているが、この一部に、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）に定める除外規定に該当する旨が返納理由として記載されているものがあり、その要件を満たすことを示す個人の年齢、身体的状況等に係る記述が認められる。

当該記述は、これのみでは直ちに違反者等を識別できるものではないが、本件決定により既に開示されている返納元の所属名及び返納年月と照らし合わせると、当該違反者等の知人等、一定の範囲の者には、当該違反者等を特定できるおそれがあることは否定できない。このことから、当該記述は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。また、当該記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、当該記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

返納理由のうち、上記の記述以外の記述について、諮問実施機関は、当該記述を公にすることにより事情を承知している本人が自己の情報が記載されていることに気づくなど、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号本文後段に掲げる情報に該当すると主張しているが、違反者等が自己の情報が記載されていることに気づくことがあったとしても、これをもって当該違反者等の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、返納理由のうち、個人の年齢、身体的状況等に係る記述以外の記述は、条例第7条第2号に該当しない。

次に、交付された切符番号については、交通切符等ごとにあらかじめ付された通し番号が切符返納書に転記されたものであるが、諮問実施機関の説明によると、違反者に交付した後は、それぞれの違反者ごとの固有番号となり、例えば、違反者に送付される反則金に係る納付書、通知はがき又は出頭通知書に記載される等、処分に係る手続において使用されるとのことである。

そうすると、交付された切符番号は、単なる通し番号ではなく、処分に係る手続において、違反者本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報であるということが出来る。

したがって、交付された切符番号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であると認められ、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。また、交付された切符番号は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

したがって、交付された切符番号は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第4号及び第6号該当性について

諮問実施機関は、本件不開示情報のうち、違反を告知するに至らなかった理由に係る記述については、公にすることにより、指導警告にとどまる範囲内での違法な行為を助長する等により、検挙の対象とならない交通違反が増加し、道路交通における公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼす等のおそれがあることから条例第7条第4号及び第6号に該当すると主張している。

交通取締りの現場においては、相手方が様々な手段を用いて取締りを逃れようとする状況が想定されるところであり、当該記述が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することにな

のおそれは否定できず、道路交通における公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼす等のおそれがあると認められる。

したがって、当該記述は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

しかし、本件不開示情報のうち、例えば、罰条の誤記、汚損を返納理由として記載したもの等、違反を告知するに至らなかった理由に係る記述以外の記述については、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であるとは認められないことから、条例第7条第4号に該当しない。また、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号にも該当しない。

ウ まとめ

以上のことから、本件不開示情報のうち、交付された切符番号、個人の年齢、身体的状況等に係る記述及び違反を告知するに至らなかった理由に係る記述を除くその余の部分については、条例第7条第2号、第4号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 本件決定に係る理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例第7条第4号及び第6号に規定されている「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるどころ、本件決定においては、十分な理由付記がされていないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書には、不開示情報が「道路交通法違反取締りに関する情報」と記載され、また、本件不開示情報を開示することにより「交通違反の助長又は誘発につながるおそれがある」等の不開示理由が記載されており、理由付記の際には不開示情報の内容が明らかにならない限度において記載する必要があることを考慮すると、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとは言えない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年	2月25日		
② 決定	平成26年	5月30日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成26年	6月4日		
④ 諮問	平成26年	6月19日		
⑤ 経過	平成28年	3月11日	第193回審査会	審議
	平成28年	4月28日	第194回審査会	審議
	平成28年	5月26日	第195回審査会	審議
	平成28年	6月23日	第196回審査会	審議
	平成28年	7月28日	第197回審査会	審議
	平成28年	8月31日	第198回審査会	審議